

農業委員会 だより



県青年農業士の木村美由紀さん（左）の指導で、そば打ちに挑戦する豊間根小の児童

遊休農地の解消に向けて

さまざまな活動に取り組む

町内全域をパトロール

町農業委員会では九月二十二日、農地パトロールを実施しました。同パトロールは、農地の荒廃や違反転作を防ぎ、優良な農地の確保を目的に定期的に行っているもので、この日は農

業委員十人と事務局職員二人が町内全域を巡回しました。

調査の結果、遊休状態の農地が目立ちましたが、それ以上に地区の方々の努力により水田が耕作され、本来の素晴らしい景観を取り戻している所もありました。これも地区の方々と一緒に遊休農地の解消に取り組んだ成果といえます。

南部そばを試験作付け

八月五日、豊間根地区の遊休農地で豊間根保育園児や豊間根小学校児童ら約五十人がソバの作付けを行いました。遊休農地の解消と食育の一環として町農業委員会が企画したもので、参加者は二十町の遊休農地に南部ソバの種十五キをまきました。

九月一日にはソバの花が見ごろを迎え、花の観察会を開催しました。十一月十五日には収穫したソバを使い、園児や児童たちが農業委員の斎藤みつ子さん（五）と県青年農業士の木村美由紀さん（三）の指導を受けながらそば打ちを体験。最後に出来たてのそばを味わいました。

転作には許可が必要

農地を住宅や資材置き場、駐車場など農地以外に使用する「農地転用」を行う場合には、県知事または農林水産大臣の許可が必要になります。また、農地の売買などを行う場合には、農業委員会または県知事の許可が必要です。違反者に対しては原状回復などの命令や厳しい罰則規定が設けられています。

休耕田の草刈りを実施

九月八日には荒川地区で農業委員、認定農業者ら約五十人が、十五年以上も耕作されていない水田の草刈りを行いました。

雑草が生い茂ると付近の稲や畑に害を及ぼすカメムシなどの害虫が発生することから、町外に転出した不在地主の承諾を得て、ボランティアで六十町の遊休農地の雑草を刈り取りました。また、耕作していない農地を所有している方には文書で草刈りをお願いをしています。

町農業委員会では、今後も遊休農地の解消に向けて各種活動に取り組んでいきますので、皆さんのご協力をお願いします。

◆問い合わせ

町農業委員会事務局（☎82-3111 内線239）へどうぞ。

町長室から

豊間根地区の遊休農地を利用してソバを栽培する試みが町農業委員会の企画で行われ、豊間根小学校の児童や豊間根保育園の園児の皆さんが種まきや刈り取りの作業に協力しました。先月十五日に収穫されたソバを材料にして手打ちそばを試食する会が開かれ、私も出席しました。児童の皆さんが慣れない手つきでそばを延ばし、細く切る作業がほほ笑ましく、私も誘われるままにそば打ち体験をさせていただきました。昼食のほとんどは麺類という趣好きにとつて、そば打ちはいつかやってみたい憧れでしたが、作業の一部とはいえ体験できたことで満足でした▼これから団塊の世代の大量退職の時代を迎え、各自自治体ではその受け入れ体制の整備に知恵を絞っています。本町の遊休農地の活用により都会の人たちに大自然との触れ合いを体感していただけるような制度も検討しています。

山田町長 沼崎喜一